

CNS 無線ルータサービス おうち Wi-Fi 無料キャンペーン規約

株式会社ケーブルネット鈴鹿（以下「CNS」といいます。）は、CNS インターネット接続サービス（以下「CNS インターネットサービス」といいます。）料金表に定める CNS 無線ルータサービス（以下「おうち Wi-Fi」といいます。）の利用を促進し、CNS インターネットサービスをより便利にお使い頂くため、「CNS 無線ルータサービス おうち Wi-Fi 無料キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）を実施いたします。本キャンペーンは、本規約に従って行われ、本キャンペーンにお申し込み頂くお客様には、本規約の内容を十分にご理解、ご同意いただいていることを前提といたします。

第1条（キャンペーン実施期間）

2018年10月1日 から 2019年3月31日まで

第2条（キャンペーン内容）

「おうち Wi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、当社がこれを承諾した場合、「おうち Wi-Fi」2年間継続利用契約（以下、「継続利用契約」といいます。）が成立します。この場合「おうち Wi-Fi」の月額利用料を無料とします。

また、継続利用期間満了後、無線ルータはお客様に譲渡するものとします。ただし、期間の満了前に契約解除があった場合、無線ルータは弊社に返却するものとします。

第3条（適用条件）

本キャンペーンは、以下のいずれかの場合に適用されるものとします。

- (1) CNS インターネットサービス新規申込希望者または、同サービス利用者が、「おうち Wi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、CNS がこれを承諾した場合
- (2) CNS ドコモ光向けインターネットサービス新規申込希望者または、同サービス利用者が、「おうち Wi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、CNS がこれを承諾した場合

第4条（継続利用期間及びその起算日）

「おうち Wi-Fi」の提供を開始した日の属する月の翌月1日を起算日とし、継続利用期間は2年間とします。提供開始後の継続利用期間の変更はできません。

第5条（違約金）

2年間の継続利用期間の満了前に、継続利用契約の契約解除があった場合、残余期間に対応する「おうち Wi-Fi」利用料相当額の違約金を、CNS が別途定める期日までに、CNS が指定する方法により一括してお支払いいただきます。

第6条（機器の利用、保管等）

1. 加入者は本利用規約の各条項および CNS の指示に従って無線ルータを善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。
2. 加入者は、無線ルータの転貸、改造・改変、および申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。
3. 前項に違反した加入者の損害に対して、CNS は責任を負わないものとします。
4. 加入者は、無線ルータに故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を CNS に通知し、CNS の指示に従うものとします。
5. 加入者の責に帰すべき事由により無線ルータに故障、滅失、毀損等が生じたときは、CNS は加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

第7条（免責事項）

- (1) 契約者による無線ルータの利用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、CNS は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責においてこれを処理、解決するものとします。
- (2) 無線ルータの交換、故障、滅失、毀損、不具合等、あらゆる原因により、正常に通信できなかった場合の補償、及び直接・間接の損害に関して CNS は一切の責任を負わないものとします。

第8条（本規約の変更）

CNS は、本規約を契約者への予告なく変更することがあります。なお、本規約を変更する場合、CNS は CNS ホームページ上での広告を行うものとします。

第9条（協議等）

- (1) 本規約に定めのない事項については「CNS インターネット接続サービス契約約款」または「CNS ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」を適用するものとします。
- (2) 契約者及び CNS は、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上解決するものとします。

2014年4月1日制定

2018年4月1日改訂

2018年10月1日改訂